

長柄町グリーンツーリズム推進協議会・長柄町観光協会による

田植えと炊き出し体験が 5月7日に開催されました。



田植えをするグリーンツーリズム
親善大使の宮田章司さん



親子で田植え機の体験

主な内容

- 前橋一郎氏 旭日単光章受賞2P
- 合併処理浄化槽をご利用されている方へ4P
- 介護保険料の見直しが行われました7P
- 人権擁護委員制度をご存じですか8P
- お知らせ10~11P
- 地域安全ニュース13P
- 各種相談14P

ながら

広報

人口と世帯数
(平成18年5月1日現在)

人口	8,468人 (+ 5)
男	4,236人 (+ 8)
女	4,232人 (- 3)
世帯数	2,784世帯 (+ 8)
	()内は前月比



No.284 平成18年5月19日発行

発行・編集 / 長柄町役場総務課 ☎0475 - 35 - 2111 〒297 - 0298 千葉県長生郡長柄町桜谷712番地
長柄町ホームページ <http://www.town.nagara.chiba.jp/>

長柄町職員(保健師) 募集についてのご案内

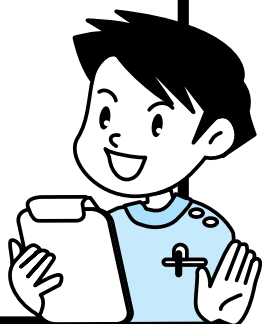
町では次のとおり職員(保健師)を募集しています。
詳細については、下記までお問合せください。

受付期間

6月1日(木)から6月9日(金)まで

受験資格

保健師の資格を有し、昭和46年4月2日以降に生まれた方



問い合わせ先
総務課
☎35-2111



元長柄町議会議員

前橋一郎氏

旭日単光章受章

前橋一郎氏は、4月1日に、地方自治の発展に貢献された功績が顕著であると認められ、旭日単光章を受章されました。前橋氏は、昭和46年から4期16年間に、長柄町議会議員を務められ、長柄町の発展と住民福祉の向上に多大の貢献をされました。

農業委員会委員一般選挙

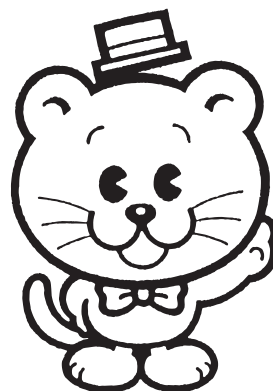
7月4日告示・7月9日投票日に決定

任期満了による農業委員会委員一般選挙(選挙すべき委員の数11人)が7月9日に執行されます。

なお、立候補予定者説明会を次のとおり開催します。

日時 6月20日(火) 午前10時から
場所 役場 3階会議室

町長選挙は、8月22日告示・8月27日投票日に決定
詳細については、6月号にてお知らせいたします。



6月18日(日) 午前9時～
雨天決行



問い合わせ先 総務課 ☎35-2111

第27回

第8支団 消防操法大会

消防団員の操縦技術の向上と志気の高揚を図り、もって消防活動の確立を期することを目的とした、第8支団消防操法大会が6月18日(日)に長柄町役場駐車場で開催されます。(左の写真は去年の操法大会)

防災行政無線(戸別受信機) 電池交換及び接続コード の確認を!!

防災行政無線(戸別受信機)は、停電になりますと、受信機内の乾電池に電源が自動的に切り替わるように作られております。非常時の受信に支障がないようにする為、戸別受信機内の4本の単2乾電池は、1年に1回必ず交換してください。電池の液漏れにより故障の原因になります。



小児救急 電話相談

休日の夜間に、急に子どもの具合が悪くなり、どうしたらよいか判断に迷ったときにご相談ください。

実施日 土・日曜日、祝日、振替休日、12月29日～1月3日

実施時間 19時～22時(午後7時～午後10時)

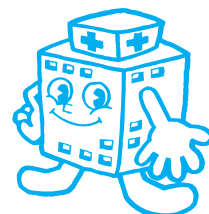
対応者 看護師がアドバイスをを行います。必要な場合は、小児科医に電話を転送します。

相談専用番号

プッシュ回線の固定電話からは、局番なしの、#8000

ダイヤル回線、携帯電話、銚子市・旭市の一部(旧飯岡町および旧海上町地区)の地域からは、

☎043-242-9939



現在、合併処理浄化槽をご利用されている方へ

個人が設置した合併処理浄化槽で維持管理（法定検査・保守点検・汚泥の汲み取り）を行っているものを町に寄付し、使用料金を納めることにより維持管理を町が行うことになります。

1) 対象区域及び対象となる合併浄化槽

農業集落排水事業区域（一部を除く）・町営住宅・ふる里村以外で、個人が設置した合併処理浄化槽（単独処理浄化槽は不可）

2) 寄付該当要件

合併処理浄化槽が適正に管理され、正常に機能していることが寄付要件で、その機能判断をするため次の書類が必要となります。（浄化槽法の規定による構造基準に適合する浄化槽でBOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ以下の機能を有するもの。）

既設浄化槽寄付申請書

浄化槽法第7条検査結果通知書又は第11条検査結果通知書

（浄化槽法に基づく法定検査で、7条検査は浄化槽使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に受ける水質検査で、11条検査はその後、毎年1回受ける定期検査であり、法定検査機関である千葉県浄化槽検査センターが行います。）

合併処理浄化槽保守点検記録票

（浄化槽保守点検業者による年3回以上の保守点検が義務付けられている。保守点検業者が発行する保守点検の内容が記載された書類。）

*浄化槽の汚泥については、汲み取ることを条件に受理する。

*ただし検査により町長が不要と認めるものはこのかぎりでない。

3) 寄付審査方法

寄付申請による書類審査と合併処理浄化槽本体及び器具の検分を行い、総合的に判断し寄付の適否を決定し、結果を申請者に通知します。

4) 寄付の申込

審査で合格した合併処理浄化槽は、既設浄化槽受理承諾書及び受納書が交付されたとき寄付行為が成立し、合併処理浄化槽は町の管理となります。

5) 使用料金等

使用料金を2ヶ月に一度徴収します。1ヶ月の料金算定は基本料金1,050円と人数割1人当たり525円の合計金額になります。

また、自治会集会所等は基本料金のみを徴収します。

例) 一般住宅（専用）の場合 基本料金.....1,050円

4人家族（1ヶ月分） 人数割（525円×4人）.....2,100円

1ヶ月の使用料金.....3,150円

（上記はすべて消費税込みの金額です）

平成
18年度

狂犬病予防注射日程表(集合注射最終日)

- 犬の登録をされている方は、必ず受けましょう！
- 「犬を飼い始めて、まだ登録していない方」や、「既に登録してある犬が亡くなっている方」は、役場生活環境課まで報告をお願いします。

実施日	時間	会場
5/24 (水)	9:30~10:00	長柄町役場
	10:20~10:50	長生農協長柄支所
	11:10~11:40	刑部 梅乃木荘

問い合わせ先 生活環境課 ☎35-2439

「平成18年度ゴミゼロ運動」の実施について

開催日時

5月28日(日) {雨天決行} ゴミステーションからの回収は午前9時より開始します。

実施方法

各自治会の不燃物ステーションを巡回し、缶とビンを回収いたします。(今回は可燃ごみの回収は致しません。) カン・ビンは「燃えないゴミ専用袋」に分別し、各地区のゴミステーションに8時30分までに、置いてください。町内美化のため、町民の皆様のご協力をお願い致します。

6月は、廃乾電池の収集があります

長柄地区 6月21日(水) 日吉・水上地区 6月9日(金)

使用済みのマンガン乾電池やアルカリ乾電池やオキシライド乾電池を、透明の買物袋などに入れ「乾電池」と表示して、「資源ゴミ(燃えないゴミ)の集積所」に午前8時30分までに、出して下さい。古紙類と同時に収集しますのでビン・カン・ペットボトル等の下や陰にならないように注意してください。

なお、ボタン電池やニカド電池、リチウムイオン電池等には、希少な資源が含まれています。電気機器販売店の回収ボックスへ返却し、リサイクルにご協力ください。



問い合わせ先 生活環境課 ☎35-2439

動物の正しい飼い方推進月間のお知らせ

6月は動物の正しい飼い方推進月間です。次のことに注意して、動物を適切に飼いましょう。

動物を飼う前に、動物を飼うことのできる環境であるかどうか、家族でよく考えましょう。

動物には、飼い主が分かるよう、名札などをつけましょう。犬の首輪には、登録鑑札と狂犬病予防注射済票をつけることが狂犬病予防法で義務付けられています。

万一逃げ出した場合の発見にも役立ちます。

- 犬の放し飼いは禁止されています。犬を運動させる場合は、犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。
- ねこは屋内で飼いましょう。ねこによる他人への迷惑を防止でき、また、病気や交通事故等の危険からねこを守ることができます。
- 犬やねこに、公の場所や人の敷地内で排泄させるような迷惑行為はやめましょう。犬・ねこには、排泄場所等のしつけをすることができます。
- 犬やねこにはしつけをしましょう。千葉県動物愛護センター及び財団法人千葉県動物保護管理協会では、近所迷惑となる飼い犬の問題行為を防止する「しつけ」を学ぶことができます。
- 望まれない子犬・子ねこを増やさないために、親犬・親ねこには、不妊・去勢手術をしてください。
- 子犬や子ねこを新しい飼い主に譲る場合は、離乳前に母親から引き離さないでください。その後の性格に大きな影響を与えます。
- 動物は責任を持って最後まで面倒をみましょう。犬やねこが飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。どうしても飼えなくなった場合には、動物を絶対に捨てずに、動物愛護センター等へ相談してください。
- これまで無料でやってきた犬・ねこの引き取りを、平成18年6月1日から有料化します。生後91日以上の子犬・ねこ1頭につき2,000円、生後91日未満の子犬・子ねこ1頭につき400円です。
- 愛護動物を捨てた場合には、50万円以下の罰金が科せられることがあります。

問い合わせ先 長生健康福祉センター(長生保健所) ☎22-5167 動物愛護センター ☎0476-93-5711

平成18年4月1日から児童手当制度が拡充されました

拡充の内容

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられました。

認定請求の手続きが必要となります。

新たに、児童手当を受けられる児童の保護者の皆様については、市区町村の窓口（公務員の方は勤務先）で、認定請求の手続きが必要となります。なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたもの限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者の皆様
（平成8年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ）

これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きをする必要はありません。

右記に該当しない保護者の

方で、次の支給資格がある場合は、認定請求の手続きが必要となります。

平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者の皆様（平成6年4月2日生まれ～平成8年4月1日生まれ）

これまで、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は額改定認定請求の手続きが必要となります。

これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の皆様

所得制限の引き上げ（下記）により、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。

【認定請求書に必要な添付書類】

- 健康保険被保険者証等の写し（申請者が厚生年金等加入者の場合）

- 所得証明書（当該市町村にその年の1月1日に住所がなかった場合）などになります。

詳しくは、市区町村窓口（公務員の方は勤務先）にお問い合わせください。

児童手当制度の概要

〔平成18年4月1日～〕

1. 児童手当制度のしくみ

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にいる児童（小学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月）から5月までの月分の手当については前々年（の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません）。

2. 支給手続き

児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市町村長（公務員の方は勤務先）の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることとなります。（今回の制度改正に係る申請については、特例があります。上記参照）

3. 支給月額

第1子 5千円、第2子

5千円、第3子以降 1万円

4. 支払時期

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

5. 所得制限限度額

所得制限限度額は、前年（1月から5月までの月分については前々年）の所得額で判定します。

また、所得には一定の控除があり、所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくは市区町村窓口（公務員の方は勤務先）へお問い合わせください。具体的な所得制限限度額は次のとおりです。

（単位：万円）

扶養親族等の数	自営業者 （国民年金加入者）	サラリーマン （厚生年金等加入者）
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

介護保険料の見直しが行われました

保険料段階が

5段階から6段階へ

これまでの第2段階を細分化し、低所得の人の保険料負担を抑えました。

第1号被保険者の保険料

負担割合が18%から19%へ
平成18年度から平成20年度
までの保険料の負担割合が変わりました。

障害年金・遺族年金が

特別徴収の対象に
特別徴収の対象範囲が拡大
されました。

特別徴収への切り替えが

速やかに
年度途中の特別徴収対象者の
把握回数¹が、年1回から複数
回に変わります。

介護保険料は、介護サービスにかかると費用などに応じて基準額を決定します。保険料額はその基準額をもとにして、みなさんの所得に対応して調整されます。

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階の方	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者 ¹ で、世帯全員が市町村民税非課税の方	× 0.5	22,200 円
第2段階の方	世帯全員が市町村民税非課税の方で、本人の年金収入が80万円以下の方等	× 0.5	22,200 円
第3段階の方	世帯全員が市町村民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	× 0.75	33,300 円
第4段階の方	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方	基準額 × 1.0	44,400 円
第5段階の方	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額 ² が200万円未満の方	× 1.25	55,500 円
第6段階の方	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	× 1.5	66,600 円

¹ 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方が受けている年金です

² 合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です

65歳になる月(1日が誕生日の場合はその前月)分から第1号被保険者分の保険料を納めていただきます。この場合、すぐには年金からの天引きとならず、納付書で納めることになります。また、64歳までの第2号被保険者分の保険料とは重複いたしません。

問い合わせ先 保健福祉課 介護保険係 ☎35-2414

献血にご協力ください

献血していただく前には、医師が健康診断をいたします。

献血で使用する針は、全て使い捨てですのでエイズ等に感染することは一切ありません。

服薬中の方は、献血できない場合があります。

患者さんのために、エイズ検査目的の献血はお断りいたします。

400ml献血

献血基準

年齢 / 満18歳 ~ 満69歳
体重 / 男女共50kg以上
献血間隔 / 男性12週間
女性16週間
年間総献血量 / 男性1,200ml以内
女性800ml以内

200ml献血

献血基準

年齢 / 満16歳 ~ 満69歳
体重 / 男性45kg以上
女性40kg以上
献血間隔 / 男女共4週間
年間総献血量 / 男性1,200ml以内
女性800ml以内

次の献血日にご協力下さい

平成18年6月23日(金)
長柄町福祉センター
午前9時30分 ~ 午後12時30分

問い合わせ先 保健福祉課 ☎35-2414

人権擁護委員制度をご存じですか。

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

日本が戦後新しく生まれ変わったとき、何よりもまず国民の基本的人権の擁護と人権尊重思想の普及高揚が強く求められ、基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。

このような背景の下に、

昭和23年にまず法令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより、地域住民の中にあつて国民の基本的人権を擁護する機能である人権擁護委員制度が誕生しました。

近年の我が国社会の人権状況をみてみますと、同性問題を始め、女性、子ども、高齢者、障害のある人、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人の問題、更には高

度情報化社会を反映したインターネット、フアクシミリ通信などの新しいメディアを利用した差別事象や、プライバシーの侵害の問題などが発生し、人権問題は多様化しつつあります。

こうした中、平成7年から「人権教育のための国連10年」が開始され、平成9年7月には、その国内行動計画が策定され、普段から家庭、学校、職場、地域社会など様々な場面で、人権とは何かということを一

人一人が考え、人権尊重の意識を高めることが強く求められていきます。また、平成11年7月29日には、人権教育・啓発に関する施策の総合的な推進に

して、国民一人一人が人権の意義や重要性に関する知識を確実に身に付けるとともに、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権意識をはぐくむことができるよう、啓発重点目標を「育てよう一人一人の人権意識」と思いやりの心・かけがえのない命を大切に」と定め、積極的な啓発活動を展開しています。

人権は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。自分だけでなく、すべての人の人権が尊重されなければなりません。

国内外を問わず、人々がお互いに人権を守ることに

とが、私たちの願いです。

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんとともに一層の人権尊重思想の啓発に努めることを申し合わせております。

人権相談日

平成18年6月12日(月)

10時～15時

6月20日(火)

10時～15時

会場

長柄町福祉センター

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談下さい。

ながら町ふれあいの広場 バーベキュー

生涯のパートナーとの出会いふれあいの広場in nagara

緑に囲まれたバーベキューテラスで、楽しい会話と食事充実した一日を過ごしましょうV(^o^)

開催日時 7月2日 午前9時30分 受付開始

場 所 都市農村交流センター

参加資格 年齢 男性30歳～45歳くらい
女性25歳～45歳くらい)の独身者

募集人数 男性12名 女性12名

参加費 男性2,000円 女性1,000円

締め切り 平成18年6月28日(定員になり次第締め切らせていただきます)

当日、カップルになった方にはささやかなプレゼントも用意しています。

楽しい出会いが皆様に訪れますように.....

主 催 長柄町農村青年等結婚相談所

問い合わせ先 産業課 ☎35-4447



子どもたちの安全を守る

「スクールガード・リーダー」誕生

最近、犯罪が激増し、治安の悪化が憂慮されています。また、不審者の学校侵入や、子どもの登下校中の事件など、社会を震撼させる凶悪事件が発生しています。

長柄町では、学校への不審者侵入による子どもへの被害防止や、登下校中の子どもの安全確保のため、千葉県教育委員会より委嘱された前橋利洋さん(長柄町刑部在住)を、スクールガード・リーダーとして、お願いしました。スクールガード・リーダーの主な仕事は、各小学校の巡回指導および、スクールガード養成講習会の実施です。また、前橋利洋さんは現在、長柄町防犯組合の組合長として、ご活躍されています。今後とも宜しくお願いします。

児童・生徒の安全についてのお願い

現在児童・生徒を取り巻く環境は、メディア等で報道されてますように、全国的に悲惨な事件がおきておりますことに誰もが心をいためています。

長柄町におきましても、不審者による児童・生徒への声かけ等の犯罪が発生しております。幸いにも事なきを得ておりますが、今後も引き続き安全確保のための対策として防災無線での見守り、声かけのお願いの他、警察との連携、町防犯組合のパトロール、広域消防署のパトロール、郵政公社との安全見守り提携、青少年相談員の児童・生徒への安全活動、各学校での集団登下校の実施、保護者の協力等行っておりますが、一層の協力をお願いいたします。

児童・生徒が安心して、学校生活ができますよう町民全ての方に、日常生活を通しての見守り・声かけを引き続きお願いします。

事件、事故がなく明るい社会づくりにご協力して下さい。



問い合わせ先 長柄町教育委員会 学校教育課 ☎35-2437

ら せ

平成18年度 第1回市町村職員採用試験合同実施案内

試験日時 第1次試験 7月2日(日) 午前10時(9時30分集合完了)

試験区分・受験資格・試験内容等

区分	試験職種	要件(生年月日・免許・資格等)	試験内容	出題分野	合格発表
上級職	一般行政	昭和51年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない	択一式教養 2時間(40問) 択一式専門 2時間 (行政40問) (土木30問) (電気30問)	大学卒業程度 出題分野は別表のとおり	8月下旬頃(市町村により異なる)
	土木	昭和60年4月2日以降に生まれた方で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した方 (平成19年3月までに卒業見込みの方)			
	電気	昭和46年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた方で、第三種電気主任技術者の資格を有し、かつ実務経験が3年以上ある方			
その他の職	情報処理技師	情報処理技術者試験のうち、ソフトウェア開発技術者又はアプリケーションエンジニアのいずれかの国家試験区分に合格し、かつ実務経験が4年以上ある方	択一式教養 2時間(40問)		
	言語聴覚士	昭和51年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた方で、言語聴覚士の資格を有する方及び平成18年に実施される国家試験で同免許を取得見込みの方	作文 1時間		

受付期間 5月29日(月)から6月9日(金)(郵送の場合は、6月9日消印のものまで受け付けます。)

その他(問い合わせ) この合同実施案内についての問い合わせ先

〒260-0855 千葉市中央区市場町1番3号 千葉県市町村総合事務組合業務課 ☎043-227-6189(内線212番)

千葉地方法務局からのお知らせ

当局一宮支局及び茂原出張所は、統合・移転し、7月18日(火)から、庁名を千葉地方法務局茂原支局として、下記において業務を開始することとなりました。

これにより、現在、一宮支局・茂原出張所で取り扱っている登記・供託・戸籍・人権事務は、茂原支局において取り扱うこととなりました。

開設以来、一宮支局及び茂原出張所に対して賜りましたこれまでの御支援に感謝申し上げますとともに、今後は茂原支局に対しましても同様の御支援をお願いいたします。

また、新たに茂原支局の管轄となる一宮町、睦沢町及び長生村の会社・法人に関する登記事務は統合後順次コンピュータで処理することになります。コンピュータ化による主な変更事項は次のとおりです。

- ・登記簿謄本・抄本に代わり「登記事項証明書」を発行します。
- ・登記簿の閲覧制度は廃止となり、代わりに「登記事項要約書」を発行します。

問い合わせ先

千葉地方法務局一宮支局 ☎42-3515

新庁舎 庁名 千葉地方法務局茂原支局

所在地 茂原市高師1836番地1

☎24-2188

外国人の不法就労防止にご協力を!

『在留の資格なし』の外国人を就労活動に従事させたり、雇用を斡旋したりした人は3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金の適用を受けます。

就労が認められていない「在留の資格」「文化活動」「短期滞在」「留学」「就学」「研修」「家族滞在」等働くことが認められていない在留資格の外国人を雇用することはできません!

ただし、資格外活動の許可により就労が認められる場合もあります。

外国人の雇用にあたっては必ずパスポート・外国人登録証明書等を見て在留資格の確認を!

就労活動が認められる「在留の資格」

就労活動が具体的に特定されるもの

「外交」「公用」「教授」「芸術」「宗教」「報道」「医療」「技術」「研究」「教育」「興行」「技能」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」

就労活動に制約がなく、特定されないもの

「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」「特別永住者」

就労の可否は個別に指定されるもの

「特定活動」

問い合わせ先 茂原警察署 ☎22-0110(内462)

お 知

「春季行政相談強調週間」のお知らせ

5月22日(月)～5月28日(日)

総務省では、行政相談制度について、広く国民の方々に知っていただくとともに、気軽にこれを利用していただくため、5月22日(月)から28日(日)まで「春季行政相談強調週間」を実施しています。

当町においては、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、毎月(14ページ参照)行政相談所を開設して、皆様方からの苦情や困りごとをお聴きし、その解決の促進を図ります。

相談は無料で、秘密は守られます。

担当行政相談委員

氏名 岡本 正夫

住所 長柄町山之郷561

国の仕事、郵政公社、NTTなどの特殊法人の仕事について(例えば、年金、医療保険、労働災害、登記事務、道路、行政窓口サービス)

このようにしてほしい

苦情を申し出たが、説明や措置などに納得がいかない

苦情や困っていることを、どこに相談したら良いかわからない

制度や仕組みがわからない

ことなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先

総務省千葉行政評価事務所

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-3

千葉地方合同庁舎7階

行政相談苦情110番 ☎0570-090110

・ファックス(043-246-9829)

・インターネット(ホームページ

//<http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/chiba.html>)でも相談を受付けておりますので、ご利用ください。

放送大学夏季(7月～8月)集中科目履修生募集

「学校図書館司書教諭資格取得講習対応科目」の履修生

「看護師学校養成所2年課程(通信制)対応科目」の履修生

出願期間

上記 ・ いずれも、5月1日(月)から5月31日(水)まで

問合せ先

放送大学千葉学習センター

〒261-8586 千葉市美浜区若葉2-11

☎043-298-4367

交通事故無料相談

(社)日本損害保険協会では、交通事故にあったときなどの自賠責保険や自動車保険の内容、保険金請求手続きなどの相談に、専門の相談員や弁護士が無料でお答えします。

相談日 / 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～正午、午後1時～5時

弁護士相談日 / 毎週水曜日 午後1時～4時(予約制で面談のみ)

問い合わせ先

千葉自動車保険請求相談センター

☎043-284-7955

「第21回リサイクルフェア」の開催について

開催日時

6月11日(日)

午前9時30分～正午まで

「雨天の場合は6月18日(日)に開催」

開催場所

長生クリーンパーク

茂原市下永吉2101番地

問い合わせ先

長生都市広域市町村圏組合

環境衛生課 ☎23-4944

ポジティブリスト制度について

残留農薬のポジティブリスト制度

- ・食品衛生法が改正され、残留農薬のポジティブリスト制度が平成18年5月29日からはじまります。
- ・この制度では、今まで残留農薬基準がない農薬にも、0.01ppmという低い数値が基準値として設定されることとなります。
- ・この基準値をオーバーしてしまうと、生産物の出荷停止・回収などの対応が求められる可能性があります。

残留農薬の基準は

食品の中に残っても健康に影響がないと考えられる農薬量として、厚生労働省が「残留基準」を定めています。

この基準は、動物実験をもとに、日本人が標準的に食べる食品の種類・量から計算し、健康に問題がない値が決められています。

農薬が正しく使われていれば、この基準を超える農薬が残留することはありません。

問い合わせ先

千葉県病害虫防除所

☎043-291-6077

長生農林振興センター(普及部)

☎22-1771

J A 日吉支所営農指導員

☎35-2005

都市農村交流センターからのお知らせ

交流センターでは、7月の町営プール開園にあたりアルバイトを募集いたします。夏の日差しの下で健康的に働いてみませんか?仕事の内容は遊泳者の監視やプール内外の清掃などです。詳細は都市農村交流センターまでお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

都市農村交流センター ☎35-0055

利用できる金融機関

- ・長生農協
- ・千葉銀行
- ・千葉興業銀行
- ・京葉銀行
- ・みずほ銀行
- ・りそな銀行
- ・東京スター銀行
- ・房総信用組合
- ・市原市農協
- ・郵便局

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び介護保険料の納付は、口座振替が便利です。

この制度を利用すると、左記の金融機関または郵便局の預貯金口座から振替によって納税することができますので、手数が少なく済み、大変便利です。

新たに口座振替を希望される場合は、預貯金先金融機関または役場税務課に「口座振替依頼書」を提出してください。

「口座振替依頼書」は、役場税務課、長生農協の町内各支所、町内の郵便局に備え付けてあります。

納税義務者ごとに申し込みが必要になりますのでご注意ください。

納税

には

安心便利な



を

今月の納税のお知らせ

- 国民健康保険税 第1期分
- 介護保険料 第1期分
- 軽自動車税 第1期分

納付期限は、5月31日（水）です。納め忘れのないようご注意ください。

口座振替申し込みの方は、納付期限前日までに口座の残高確認をお願いいたします。

平成18年度

町県民税の改正内容

定率減税の見直し

定率減税が2分の1に縮減されます。

（町県民税所得割額の7.5%相当額（7.5%相当額が2万円を超える場合は2万円））
平成19年度からは廃止になります。

非課税の範囲の見直し

年齢65歳以上の人のうち前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置は平成18年度の町県民税から段階的に廃止となります。（平成17年1月1日において65歳に達していた人の税額が、平成18年度は3分の1、平成19年度は3分の2、平成20年度からは全額となります。）

前年の合計所得金額が28万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、その金額にさらに16万8,000円を加算した金額）以下の人は、均等割がかかりません。

均等割の納税義務を負う夫と生計を同一にする妻（夫とともに長柄町に住所を有する人）は、均等割が平成18年度から全額課税されません。

前年の総所得金額等が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、その金額にさらに32万円を加算した金額）以下の人は、所得割がかかりません。

問い合わせ先 税務課 ☎35-2112

子育てふれあいひろば(保育所)

平成18年度 各保育所で入所前のお子さんを対象に、ふれあいひろばをおこないますので遊びにきてください。

長柄保育所(ほろほろひろば)

時間 午前10時～11時 ☎35-3102

月日	曜日	テーマ	内容
7月7日	(金)	七夕の集い	七夕かざり作り他
8月9日	(水)	縁日ごっこ	お買い物ごっこ
9月23日	(土)	運動会参加	よーいドン
12月20日	(水)	クリスマス会	サンタと一緒に遊ぼう
H19 2月2日	(金)	豆まきの集い	豆まきの集いに参加しよう
3月2日	(金)	ひなまつり集い	おひなさま作り他

三島野保育所(わくわくランド)

時間 午前10時～11時 ☎35-4310

月日	曜日	テーマ	内容
7月7日	(金)	七夕の集い	七夕かざり作り他
8月3日	(木)	縁日ごっこ	お買い物ごっこ
9月30日	(土)	運動会参加	よーいドン
12月16日	(土)	クリスマス発表会	クリスマス会に参加しよう
H19 2月2日	(金)	豆まきの集い	豆まきの集いに参加しよう
3月2日	(金)	ひなまつり集い	おひなさま作り他

園庭開放 毎月10日（長柄・三島野保育所） 10時～11時 雨天・土・日・祝日は中止となります。

問い合わせ先 長柄保育所 ☎35-3102 三島野保育所 ☎35-4310

地域安全ニュース

薄着の季節は 心に力ギを!

性犯罪は、あなたの身のまわりにも起こりうる犯罪です。性犯罪者は、巧みな言葉や手段を使ってあなたに近づきます。犯罪から身を守るためには、甘い言葉や誘いには注意し、日ごろから防犯対策を考えておくことが必要です。

県警では、性犯罪につながるおそれのある女性への「声かけ」や「つきまとい」などの不審者情報を、県警ホームページの「不審者情報マップ」で公開しています。身近な不審者情報を確認し、自主防犯のため目安として下さい。

日頃の防犯対策

路上を歩くとき

夜間の一人歩きを避けることが被害防止のポイントです。

エレベーターに乗るとき

全体が見えるように壁を背にして、ドアの開閉ボタンが押せる位置に立つこと。

家にいるとき

戸締まりを確実にするとともに、来訪者への対応には十分な注意を払いましょう。

電車に乗るとき

人目のある座席側に立つように心掛け、混雑している車両を避け複

数で乗る。
防犯機器を身近に出かけるときは防犯ブザー・ホイッスルを携帯する。
GPS機能付き携帯や通報装置も有効な防犯器具です。

防犯パトロールとは?!

地域住民、自治会、学校関係者、ボランティア団体などを中心とした自主防犯活動の高まりから、現在、県内では約800団体、44,000人を越える方々が日夜パトロール活動に力をつくしていただいています。警察としては、こうしたボランティアの方々の活動に感謝するとともに、より一層の緊密な連携を図っています。

次に挙げるポイントを参考に、効果的なパトロールをしましょう。

パトロールとは空間を

埋めるもの

パトロールは、人に着目するものではなく、犯罪の発生しやすい空間（道路、公園、駐車場など）に目を配り、空間を人の力で埋めるものです。不審者との遭遇などにより身の危険を察知した場合は、速やかに避難し、110番通報をしましょう。

ながら俳句

四月の句会より

平川あさみ

茎立ちて大根の花まつさかり

梅が枝に驚の声とのえり

すみれ咲く露地に入りくる

入浴車

野佛を音なく洗ふ時雨かな

角田 揚子

花大根何でか安らぐころあり

やわらかな日の移りゆく春の水

花散るや浄土の空を透かし見る

牡丹の芽母の気骨は吾になく

山崎 清風

立ち上がる大根の花白く映え

初蝶のふと舞い上る鎌の先

みどり児を抱かせてもらう

初節句

初桜仏の母を喜ばす

清田 如水

花冷えに車座で呑むコップ酒

花の名は花に相応し一輪草

ころがりゆき錠剤坐る夜の梅

シャッターに大根の花あり

響きけり

大輪を咲かせて見たし

渡辺みのる

大根の花の明るさたまぐれ

黄の中に日本タンポポ

生き残り

春風に背中押されて歩む稚児

人の道説いて説かれて

花まつり

総務課	35 - 2111
企画財政課	35 - 2110
税務課	35 - 2112
住民課	35 - 2113
建設課	35 - 2114
生活環境課	35 - 2439
産業課・農業委員会	35 - 4447
保健福祉課	35 - 2414
教育委員会（学校教育課）	35 - 2437
議会事務局	35 - 2438

保健センター	35 - 2486
福祉センター	} 30 - 7200
シルバー人材センター	
給食センター	35 - 2003
都市農村交流センター	35 - 0055
公民館・生涯学習課	35 - 3242
長生広域消防本部	24 - 0119
味庄分遣所	35 - 2441
長生広域水道部	23 - 9491
環境衛生センター(ゴミ処理場)	23 - 4944

役場本庁舎
代三五一二一一一
長柄町 公共施設
電話番号



各種相談日程

心配ごと相談

相談日 6/1(木) 6/20(火)
受付時間 午前10時～午後3時
場所 町福祉センター
☎(35)0260

人権相談

いじめ
扶養相続等の家庭問題
いやがらせ等の悩みごと

相談日 6/12(月) 6/20(火)
受付時間 午前10時～午後3時
場所 町福祉センター
☎(35)0260

行政相談

相談日 6/12(月)
受付時間 午前10時～午後3時
場所 町福祉センター
☎(35)0260

心配ごと相談・人権相談・行政相談
については、相談日に限り電話での相談も受付しています。

女性の健康相談

相談日 第2火曜日 (予約制)
第4水曜日
受付時間 午後1時30分～午後3時
場所 地域保健福祉課
☎(22)5914

未熟児健康相談

相談日 第1木曜日
受付時間 午後1時～午後2時
場所 地域保健福祉課
☎(22)5167

こころの健康相談

相談日 第1・3月曜日(予約制)
受付時間 午後2時～午後3時30分
相談日 第2火曜日(予約制)
受付時間 午後3時30分
午後4時30分
場所 地域保健福祉課
☎(22)5167

こどもの発達相談

相談日 第4火曜日(予約制)
受付時間 午後1時～午後4時
場所 地域保健福祉課
☎(22)5167

骨髄バンク登録受付

相談日 第1・3火曜日(予約制)
受付時間 午後1時
場所 健康生活支援課
☎(22)5167

腸内細菌検査(検便)

相談日 第1～4火曜日
受付時間 午前9時～午前11時
場所 広域検査課
☎(22)5167

水質検査

相談日 指定した水曜日(予約制)
受付時間 午前9時～午前11時
場所 広域検査課
☎(22)5167

不妊相談

相談日 第2木曜日(予約制)
受付時間 午後1時～午後3時
場所 地域保健福祉課
☎(22)5914

DV相談

相談日 毎週火曜日
受付時間 予約制(配偶者やパートナーから受ける暴力に関する相談です)
午前9時～午後5時
場所 地域保健福祉課
☎(22)5565

エイズ検査・相談

相談日 第1・3火曜日
受付時間 午後1時～午後2時
第3火曜日 午後5時30分
午後7時
場所 健康生活支援課
☎(22)5167

弁護士による無料法律相談

予約日 6/9(金)
相談日 6/16(金)
予約日の当日、午前9時から電話で予約の受付をいたします。

場所 茂原市茂原110212

東上総県民センター
問合せ先 県政情報課
☎(25)7830

子どもの虐待などの相談

児童福祉法が改正され相談先が広まりました。児童相談所や福祉事務所に加え、身近な市町村の窓口が子どもに関するあらゆる相談や虐待の疑いなどの連絡もお受けいたします。
相談窓口 保健福祉課
☎(35)2414

健康・栄養相談

日程 6/29(木)
受付時間 午前9時～午前11時
場所 町保健センター
☎(35)2486

移動暴力相談

相談日 6/21(水)
受付時間 午前10時～午後4時
場所 佐原市北313
北総県民センター香取事務所
☎0478(54)1311

交通事故巡回相談

相談日 6/13(火)
受付時間 午前10時～午後3時
場所 福祉センター
☎(35)0260

お年寄りの介護に関する相談

相談方法・お電話や来所
お手紙、どのような方法でもかまいません。家を空けられない方は、職員が訪問し相談をお受けします。
専属の職員による相談日時
月～金曜日(祝日を除く)
8時30分～17時30分
場所 長柄町立鳥59712
(長柄ケアセンターに併設)
☎(35)5588

長柄町在宅介護支援センター
看護師 富樫 公子
相談員 岡島 秀樹

2020 テレフォン千葉

育児・介護などの情報を無料で提供します。
育児情報：保育所、家庭保育、ベビーシッター、学童保育等
介護情報：高齢者向け福祉サービス、民間ホームヘルパー、老人病院、老人ホーム、介護用品等
家事代行情報：家政婦紹介等
受付時間
月～金曜日(祝日を除く)
9時30分～16時30分
問合せ先
2020テレフォン千葉
(21世紀職業財団千葉事務所)
☎043(225)2020

町福祉センター ☎(30)7200(直) / 町保健センター ☎(35)2486(直)

日曜・休日当番表

日曜・休日当番医について

日曜・休日当番医は、変更となる場合がありますのでご了承ください。
また、診療時間は午前9時(診療開始)から午後5時(診療終了)までです。変更する場合があります。
茂原市長生都市医師会 ☎(24)3285

月/日	茂原地区		月/日	茂原地区	
	内科系	外科系		内科系	外科系
6/4	志鎌医院 (22)5105	高田整形外科医院 (22)0111	6/18	武田メディカルクリニック (20)1910	本納整形外科・内科 (34)5091
6/11	イナリマクリニック (24)8987	山之内病院 (25)1131	6/25	三枝医院 (25)2203	森川病院 (25)2510

長生都市夜間急病診療所案内

診療時間：午後8時から午後11時
診療科目：内科・小児科 ☎(24)1010 テレフォン案内 ☎(24)1011